



令7上下総第4379号
令和8年2月9日

秋田市上下水道事業経営審議会
会長 宮田 直幸 様

秋田市上下水道事業管理者
佐々木 保



諮問書

(適正な水道料金および下水道使用料等のあり方について)

秋田市水道事業等の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、別紙のとおり水道料金および下水道使用料等のあり方について、貴会の意見を求めます。

1 諮問の趣旨

本市の水道事業は明治40年10月に通水を開始、下水道事業は昭和7年に事業に着手しております。

近年、歯止めのきかない人口減少により料金・使用料収入が減収となる一方、頻発化・激甚化する災害への備えとして耐震化や浸水対策が急がれているほか、老朽化の進行に伴う更新需要の増加や物価上昇による維持管理費の高騰など、上下水道事業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

こうしたなか、上下水道の利便性や災害時の信頼性、将来に渡る事業の持続を念頭に、より良質な上下水道サービスを提供していくためには、経費削減や業務効率化などの内部努力を重ねるだけでは対応が困難な状況となっており、経営の根幹をなす水道料金および下水道使用料等の改定が必要と考えております。

つきましては、水道料金および下水道使用料等の改定方針について、市民生活や社会経済活動への影響を踏まえ、さまざまな見地からのご意見を賜りたく諮問いたします。

2 改定方針

(1) 水道料金

改定時期 令和9年4月1日
算定期間 3年間（令和9～11年度）
平均改定率 約39%

(2) 下水道使用料等

改定時期 令和9年4月1日
算定期間 3年間（令和9～11年度）
平均改定率 約23%

3 答申希望日

令和8年7月頃